

社会基盤 ME 養成講座（愛媛大学 履修証明プログラム）の厚生労働省助成金申請について

- 以下の認定により、本講座は平成 31 年度講座から助成金の申請が可能となりました。

文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定済み ⇒ 平成 29 年 4 月以降の課程厚生労働省「専門実践教育訓練」の認定済み ⇒ 平成 31 年 4 月 1 日付で指定

※専門実践教育訓練指定番号 3810022-1910011-4

- 該当する助成制度とコース

①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練；受講料を会社から支払う場合

②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金；受講料を個人で支払う場合

※それぞれの対象者に応じて、①か②を選択してください。

「雇用保険の被保険者」の場合は、①が申請するコースです。

①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

パンフレットURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238063.pdf>

2 助成額・助成率 () 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ※1 60%※2 70%※3	60% (45%) ※1 75%※2 100%※3	—	—
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	—	—
		OJT	—	—	—	—	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
	② 教育訓練休暇等付与コース		—	—	30万円	36万円	—	—
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	—	75% (60%)	—	—	—
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円※4	—	75%	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	—	—	45%	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度		960円※5 (760円)	—※5 (960円)	20万円	24万円	—	—
	教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—
④ 事業展開等リスティング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	960円 (480円)	—	75% (60%)	—	—	—

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用の場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

パンフレットURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001066317.pdf>

<支給額>

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費*4 ×右欄の割 合)	50% [ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合:120万円]	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年 以内に被保険者として雇用された場合 70% [ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差 額が追加支給されます。]

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。

また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

※ 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円（（40万円+16万円）×3）に4年目受講相当分として上限56万円（40万円+16万円）を上乗せされます。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）又は、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外となります。

■ 申請手続きの詳細について

問合せ先：愛媛労働局助成金センター 担当（清水さん）、089-987-6370

■ 手続きの流れ

「人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練」の場合、申請手続きの流れは以下の通りです。

(令和 6 年度版パンフレット)

“人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のご案内”より抜粋

※訓練開始日から起算して 1 か月前までに必要書類の提出が必須です。

Ⅲ-1 手続きの流れ

